

平成二十四年一月二十四日提出  
質 問 第 三 号

警戒区域内における空き巣被害に関する質問主意書

提出者 馳 浩

## 警戒区域内における空き巣被害に関する質問主意書

東京電力福島第一原発事故の警戒区域二十キロ圏内で空き巣被害が激増している。

国の指示に従い避難を余儀なくされている被災者の方々は、只でさえ原発事故で不安な生活を強いられている中、二重の苦しみとなっている。被害に遭われた方々は原発事故の原因となった東京電力に対して賠償を求めているが、賠償の範囲外として応じられていない。被害者救済のため、国としてもこの問題に対し、早急な対応、指標を示すことが求められている。以上を踏まえ以下の事項について質問する。

一 現在までに確認されている警戒区域内での空き巣による被害件数と摘発件数及びそれらの前年比について示されたい。

二 空き巣被害について、東京電力は賠償を拒否しているが、何の落ち度も無い被害住民の気持ちを思うと、東京電力による賠償や国による救済措置が必要だと考えるが、現在の検討状況と今後賠償に応じる可能性について、政府の見解を示されたい。

三 政府は空き巣被害に遭われた住民にも一定の責任があるとお考えなのか見解を伺う。

四 文部科学省の原子力損害賠償の中間指針に関するQ&A集によると、「避難している間に自宅が窃盗に

遭った場合、原則的には窃盗犯が賠償すべきものであり、中間指針では賠償の対象として明示されておりませんが、本件事故による避難等がなければその窃盗を防止できたと認められる場合には、東京電力株式会社賠償すべき損害と認められる可能性があります。」と個別の事情によつては東京電力が賠償する可能性もあるとの認識を示しているが、「本件事故による避難等がなければその窃盗を防止できたと認められる場合」とは具体的にどのようなことを指すのか、見解を伺う。

五 警戒区域内では、どのような態勢で警備・警戒にあたっているか。また、警察による検問やパトロール等が要所で行われている中でも、それを掻い潜り、空き巣が横行しているのは、何が問題で、どのような対策が必要だとお考えか示されたい。

右質問する。